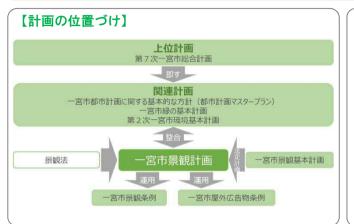
## 序章 はじめに(景観計画の概要)

#### 【景観計画とは】

景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。



#### 【計画の構成】

序 章:はじめに

第1章:一宮市の景観特性第2章:景観計画区域と方針

第3章:行為の制限に関する事項

第4章:景観重点地区に関する事項

第5章:景観重要建造物及び

景観重要樹木に関する事項第6章:屋外広告物の行為の制限に

関する事項

第7章:景観重要公共施設に関する

事項

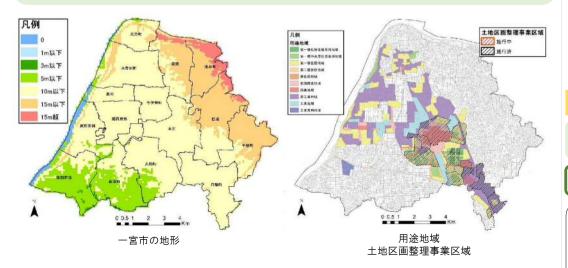
第8章:景観形成の推進に関する

事項

## 第1章 一宮市の景観特性

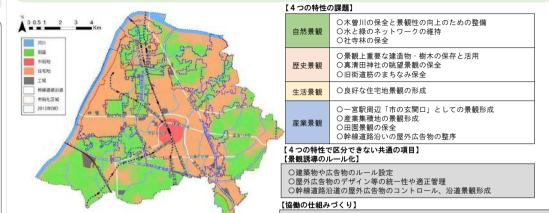
#### 【本市の成り立ち、地勢、土地利用】

- 尾張国の「一の宮」である真清田神社の門前町
- 濃尾平野中央部に位置し、高低差の少ない平坦地により構成
- 住工混在の用途地域
- 本市南部において土地区画整理事業による良好な住宅地が形成



#### 【本市の景観を構成する要素と景観形成上の課題】

本市の成り立ちや土地利用現況を踏まえ、「河川」「田園」「市街地」「住宅地」「工場」 「幹線道路沿道」の6つの景観構成要素に分類し、本市の景観形成上の課題を「美しい愛知づくり基本 方針」の4つの景観特性(自然景観、歴史景観、生活景観、産業景観)に整理します。



## 【本計画の策定の視点】

本市の景観形成に向けて、これまでの継承すべき視点とこれからの景観づくりに向けた新たな視点を整理します。

○支援の強化による市民恊働の推進

○「不法投棄やポイ捨てゴミ」、「管理されていない農地・空き地」の解消

	特性	視点	説明		
継承すべき視点	自然景観	自然環境を生かした景観づくり	木曽川をはじめ、水と緑のネットワーク等、自然環境の恩恵を 活かした風景		
	歴史景観	歴史資源を活かした景観づくり	真清田神社、旧街道筋に残る歴史資源を活かした風景		
	生活景観	「親しみ、落ち着き」の 感じられる景観づくり	意向調査結果に基づき、快適に住み、働くことができる環境の形成		
新たな視点	産業景観	中心市街地の再構築に向けた 景観づくり	歩きたくなる「中心市街地の再整備」に向けた方向性が 求められている		
	共通事項	メリハリの効いた景観づくり	市全体の将来像「落ち着く」、一方、銀座通りには「にぎやか」が 共存する、「メリハリの効いた景観」が求められている		

## 第2章 景観計画区域と方針

## 【景観計画区域】

一宮市全域を景観計画区域と定め、市全域で景観形成に取り組んでいくこととします。

## [基本理念]木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち 一宮

#### 【景観形成の基本方針】

「方針 1 ] 中核市としての風格と親しみやすさを兼ね備えた景観づくり

[方針2] 木曽川に抱かれたふるさととしての自然景観づくり

[方針3] 歴史や新しい文化が融合した、メリハリのある景観づくり

「方針4] 活気とにぎわいのある景観づくり 「方針5] 官民連携による景観づくり

#### 【ゾーン別の景観形成方針】

本市の景観特性を踏まえ2つの景観軸と5つの景観ゾーンを設定し、それぞれの特性に合わせた景観形成方針を定め、今後の景観形成の推進の指針とします。

区分	景観形成の方針	区分する土地利用
河川景観軸	木曽川や国営木曽三川公園138タワーパ	・木曽川堤防の河川側
∅00000	一クなどへの景観の保全。堤外地からの眺望景観の保全・形成。	
歴史街道景観軸	美濃路に点在する史跡や建築物を活かし	・美濃路
◆00000	た風情のある景観の保全・創出。	
田園景観ゾーン	濃尾平野の平坦な地形からなる田園と集	・市街化調整区域のうち、都市計画マスタ
田園京観ノーノ	落地が織りなす、落ち着きのある田園景観 の保全・形成。	: ープランの土地利用方針図 "産業拠点" : を除いたエリア
	真清田神社を中心とした歴史的なまちな	・都市計画マスタープランの土地利用方針
商業景観ゾーン	み景観の保全。iービルや銀座通り周辺の 一体的な景観形成。	図 "商業業務地"
	地域特有のまちなみ景観の保全。緑道の	・市街化区域のうち、商業景観ゾーン、エ
住宅景観ゾーン	適正な維持管理。住宅地景観の保全。	業景観ゾーン、沿道景観ゾーンを除いた
	へ 世 しのわほし トプロコ L 部和 L + 早知	・ エリア
工業景観ゾーン	企業との協働による周辺と調和した景観 への取り組みの推進。敷地内緑化などの圧	:・都市計画マスタープランの土地利用方針 : 図 "専用工業地、工業地、産業拠点"
工 未 示 成 プ フ	迫感を与えない工業地の景観形成。	。
	企業との協働による周辺と調和した景観	・市街化区域のうち、商業景観ゾーンを除
沿道景観ゾーン	への取り組みの推進。屋外広告物の配慮促	く主要幹線道路の沿道
	進。	:



## 第3章 行為の制限に関する事項

#### 【届出が必要な行為と基準】

各景観軸・ゾーンの景観形成方針に基づき、建築物、工作物、開発行為において、景観に与える影響の大きい一定規模の行為について、届出対象行為とします。

また、届出対象行為の基準として、景観形成基準を定めます。

届出対象行為は、行為着手の30日前までに市(市長)に届出をしていただきます。

#### 【届出対象行為】

一般的な建築物、工作物、開発行為については、以下に定めるものとします。

	己山社名	区分						
	a出対象 行為	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
延 第 牧	<u>1</u> 2 3 34 3 <del>1</del>	· 全て	·高さ10m超 ·建築面積 300㎡超	·高さ10m超 ·建築面積 500㎡超	・高さ13m ・建築面積 1,000㎡起	_	·高さ15m超 ·建築面積 1,000㎡超	· 高さ13m超 · 建築面積 1,000㎡超
コ 化 **	改築、移転、外観を伴建築物の新築、増築、	·全て	・高さ10m超 ・建築物と一体となって設置 されるものにあっては、その 高さが5m超 かつ当該建築物の高さとの合 計が10m超		・高さ13m超 ・建築物と一体となっ て設置されるものに あっては、その高さが 10m超、 かつ当該建築物の高さ との合計が13m超		<ul><li>・ 15mmを 115mmを 15mmを 15mmを</li></ul>	・ さ13m超 ・ きな13m超 ・ 注をされっるでき をされっるでき を超つるでき が10 がのの が13m超 かの合計が13m超
		・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの						
	開発行為	・開発区域の面積3,000㎡以上の開発行為						

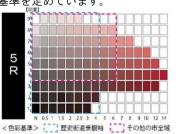
## 【景観形成基準】

建築物、工作物については、 [配置] [形態・意匠] [色彩] [素材] などの項目において、まとまりのある景観形成や周辺との調和を基本として定めています。

開発行為については、 [立地する場所の景観特性への配慮] [土地の形質変更] [大規模開発における良好なまちなみ・景観の誘導] の項目において、周辺環境への配慮や、保全活用に努めるよう定めています。

なお、色彩については、歴史的建造物が立ち並ぶ歴史街道景観軸に関しては、低明度のものが多いため、歴史街道景観軸とその他の市全域で区分し、以下のような色彩基準を定めています。

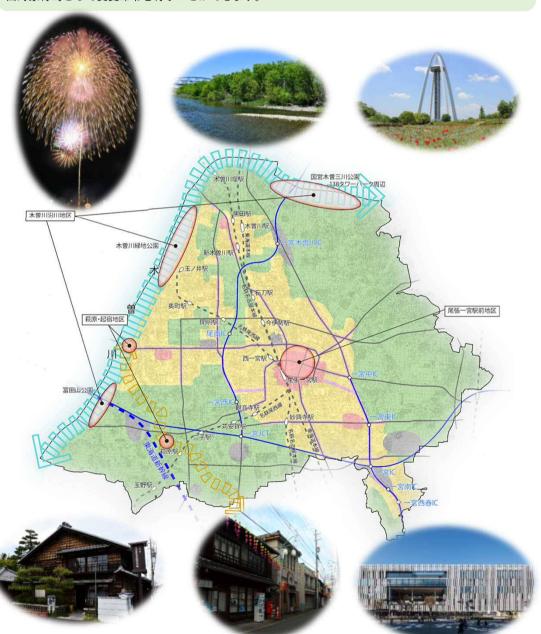
区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R∼Y	+N	4以下
企文街坦京観軸	その他	なし 	2以下
スの他の古会社	R∼Y	4 1 1 1	6以下
その他の市全域	その他	4以上	2以下



## 第4章 景観重点地区に関する事項

#### 【景観重点地区とは】

ゾーンや軸とは別に、市民が特に景観を大切にしたい地区を景観重点地区として指定することができます。景観重点地区では、より細かな独自の基準を定めることができ、基準に適合しない場合は特定届 出対象行為として変更命令を行うことができます。



## 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

#### 【景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針】

景観重要建造物 [樹木] は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物 [樹木] (建造物については、一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件を含む)を市が指定し、保全を図る制度です。歴史的または芸術的価値の高さや [樹木については樹齢など] で指定するものではなく、地域の良好な景観を守り育てることを重視して指定するものです。

なお、文化財保護法に基づき、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定(仮指定含む)は建造物は指定できません。

## 【景観重要建造物の指定基準】

- 登録有形文化財や市指定文化財に指定されている建造物
- 市民に親しまれ、地域のシンボル・ランドマークとなっている建造物
- 地域の歴史や文化を伝える、残すべき建造物

#### 【景観重要樹木の指定基準】

- 市指定天然記念物に指定されている樹木
- 地域の生活や自然、歴史、文化からみて、重要である樹木
- 市民に親しまれ、公共の場所から容易に望見される樹木

## 第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

## 【基本的な考え方】

建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物については、表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行い、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。「一宮市屋外広告物条例」に基づき、市全域における屋外広告物を対象とした規制を行うとともに、本市の屋外広告物に関する方針を定めます。

## 【屋外広告物に関する方針】

- 地域特性を考慮した良好な景観を形成するため、屋外広告物の整備が図られることが特に必要である と認められる地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」として指定するなど、 地域特性に応じたきめ細やかな個別指針(広告景観指針)を定め、適切な規制を行います。
- 地域特性を考慮した良好な景観を形成する際、地域住民が広告物の色彩や意匠について、自主的な取り決めを行う地区で市長が認めた地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告物協定地区」として認定し、適切な規制を行います。
- 景観重点地区を指定する際は、当該区域における屋外広告物に関する指針や許可基準を設けるよう検討を行います。

## 第7章 景観重要公共施設に関する事項

#### 【指定の方針】

公共施設は景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することができます。このため、地域のまちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化を活かした景観形成の核となる**道路**や、地域に親しまれる河川や**都市公園**などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観形成に配慮した整備や管理を行うものとし、以下のように指定の方針を示します。

また、尾張一宮駅前から真清田神社までのエリアの公共施設の指定について検討していきます。

#### 【指定基準】

- 本市の景観の骨格を形成する、景観軸や景観拠点の一部を構成する公共施設
- 地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
- 開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設



銀座通り

## 第8章 景観形成の推進に関する事項

#### 【景観形成の推進に向けて】

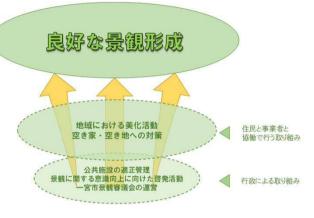
良好な景観は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、**恊働**による活動により形成されます。 良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政の一体的な景観まちづくりを推進します。

#### 【取り組み方針】

(1) 行政による取り組み

公共施設の適正管理、啓発活動 等

(2)住民と事業者と協働で行う取り組み ↓ 美化活動、空き家・空き地への対策 等



#### 【地域における取り組み】

尾張一宮駅から続く都市の基軸となる通りにおいて、現在6地区とまちづくり協定を結んでいます。また、銀座通り景観形成地区においては、地区景観形成計画および地区景観形成基準が設けられています。地区レベルの景観を向上していくことにより、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成につながります。今後はこれら取り組みの展開に努め、地域の動向にあわせて活動を支援します。

## 【景観形成の施策管理】

良好な景観を形成していくには、普及啓発の推進、制度の適切な活用や運用、規制誘導の取り組み、 関係機関等の連携等総合的な施策の推進をして、長期的に継続していくことが大切です。市民意識調 査の実施や届出の状況を整理し、景観施策の成果や効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを 行うなど、施策の進捗管理を行っていきます。